平成２６年（フ）第３７４号
さいたま市中央区八王子４丁目４番18―206号、申立時の住所仙台市泉区館１丁目34番地の３
債務者　飯塚　大樹
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
岩手県北上市幸町５番21号　プチメゾンＡ棟
債務者　髙橋小百合
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３８４号
仙台市宮城野区原町５丁目８番21号
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　公慈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３１号
山形県東田川郡庄内町余目字大塚107番地10
債務者　大山　正夫
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３２号
山形県東田川郡庄内町余目字大塚107番地10
債務者　大山千枝子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３５号
山形県酒田市東町１丁目19番地の10、前住所山形県酒田市浜田１丁目11番37号
債務者　菅原　繁男
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井野裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３０８０号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目４番16―702号
債務者　喜井　行夫
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番９―406号、従前の住所京都府舞鶴市字大俣375番地の１
債務者　井上　安博
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重村　禎昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１０号
広島市安佐北区落合５丁目23番15―101号
債務者　二山　孝男（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４７６号
広島県安芸郡海田町稲葉８番９号
債務者　宮迫　明彦
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８６号
広島市安佐南区沼田町大字伴6960番地１　テラスエキ103号
債務者　後藤　美和
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　里村　文香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０３号
函館市宮前町34番２―202号
債務者　前田　喜久
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１５号
函館市美原３丁目14番５号
債務者　蛸山　良文
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
岐阜県大垣市昼飯町380番地23　フローラルハイツ205号室
債務者　竹中　光也
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
愛知県高浜市神明町３丁目５番地９　レオパレス神明304号
債務者　宮武　智彦
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０８３号
大阪府大東市末広町８番805号
債務者　徳田　　稔
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６７０号
大阪市東淀川区豊新３丁目21番18号カサ・デル・フィオーレ503号
債務者　森山喜美子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部